

第1章 計画の基本的事項

1. 1 計画策定の背景

(1) 第1期計画の策定及び改訂

宇治田原町では、平成16年3月に「宇治田原町環境保全計画」を策定しました。その後、計画期間の中間年度となる平成21年度には、施策の進捗状況などを踏まえて見直しを行い、改訂版を策定しました。

第1期計画及び改訂版では、望ましい環境像として「茶文化の源 水・緑・生命の環を育む和みのまち 宇治田原」を設定し、望ましい環境像を達成するため、5つの基本理念を掲げそれぞれのテーマとなる環境分野ごとに様々な環境施策に取り組んできました。

(2) 第2期計画の策定に向けて

第1期計画の策定以降、地球温暖化対策や循環型社会の実現、生物多様性の確保、環境教育の推進などに向けた法令整備や計画策定が進むなど、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

宇治田原町では、このような社会動向の変化や新たな課題などに対応し、本町の良好な環境を次世代に引き継いでいくため、第1期計画の計画期間が終了する平成25年度末に、新たな「宇治田原町第2期環境保全計画」を策定することとなりました。

第2期計画となる本計画では、第1期計画で培われてきた本町の環境の取り組みをさらに発展・継承させ、まちづくり総合計画を環境面から実現するための新たな計画として策定するものです。

1. 2 計画の目的

本計画は、第1期計画と同様に、住民・事業者・行政が環境保全に取り組んでいく上での共通の環境像や理念、目標、施策の方向を示すとともに、それが環境保全に向けた行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目的とします。

さらに、本計画では地球温暖化対策、省エネルギー、新エネルギー施策を積極的かつ効率的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」を含め、両計画を一体として効率的な運用を図ることとしました。

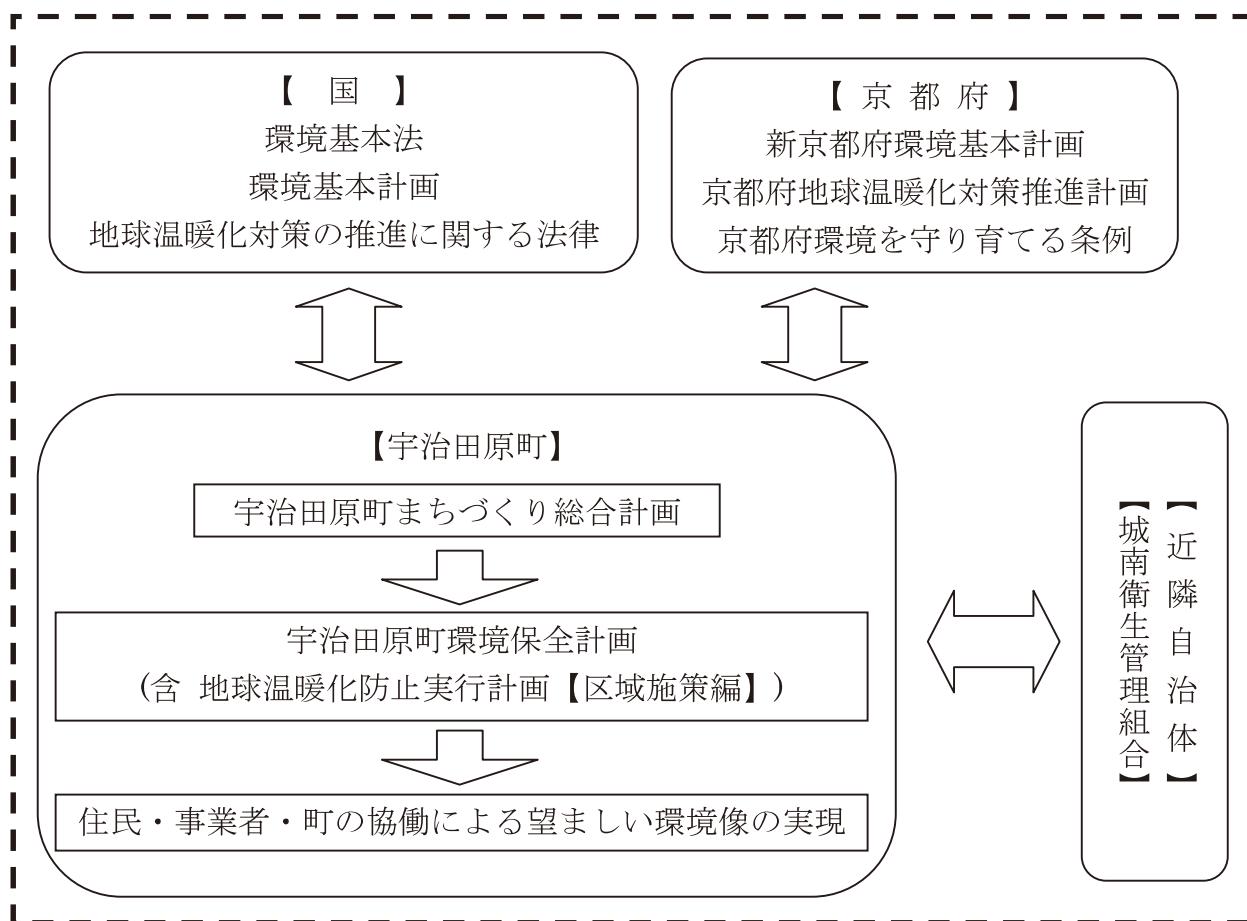
※「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」については、第5章で掲載しています。

1. 3 計画の位置づけ

本計画は、宇治田原町第4次まちづくり総合計画を環境面で実現するための行動計画としての性格も有し、次期まちづくり総合計画の環境施策へ継承されていくべきものです。

なお、本計画は国や京都府、城南衛生管理組合や近隣自治体などと連携をとりながら、それぞれの適正な役割分担のもとで取り組みを進めていくことにより、新たな環境政策の総合的かつ計画的な展開を図っていきます。

【表 1-1 計画の位置づけ】

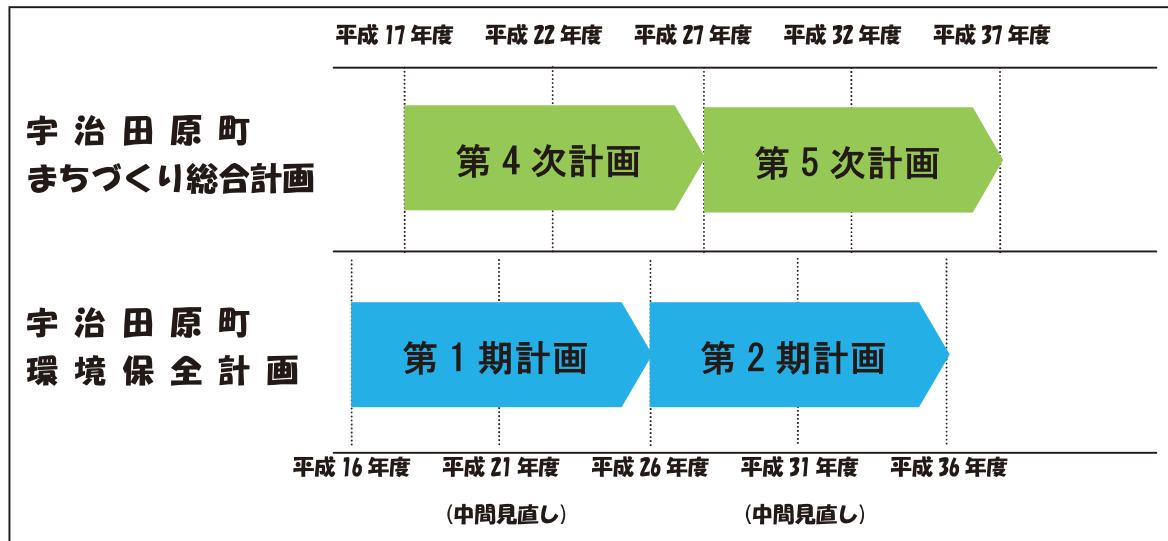


1. 4 計画の期間

平成 26(2014)年度を初年度とし、平成 35(2023)年度を目標年度とします。計画の期間は 10 年間とし、計画の進捗状況や環境に対する社会情勢等の変化に対応するため、中間にあたる概ね 5 年後に見直しを行うこととします。

※「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」については、第 5 章で掲載しています。

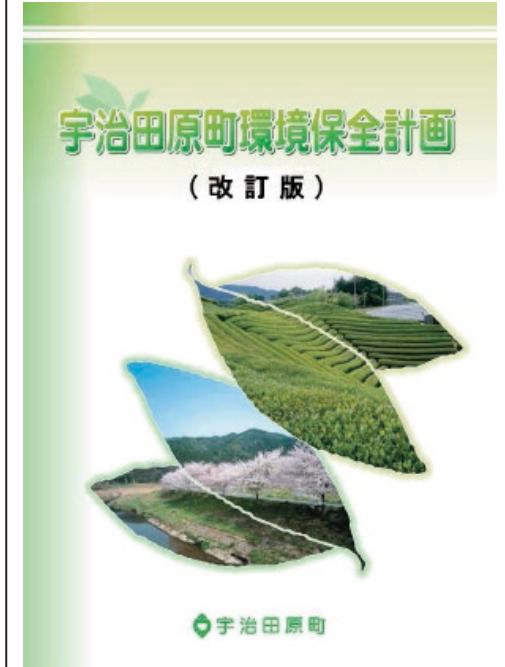
【表 1-2 計画の期間】



● 宇治田原町第 4 次まちづくり総合計画



● 宇治田原町環境保全計画(改訂版)



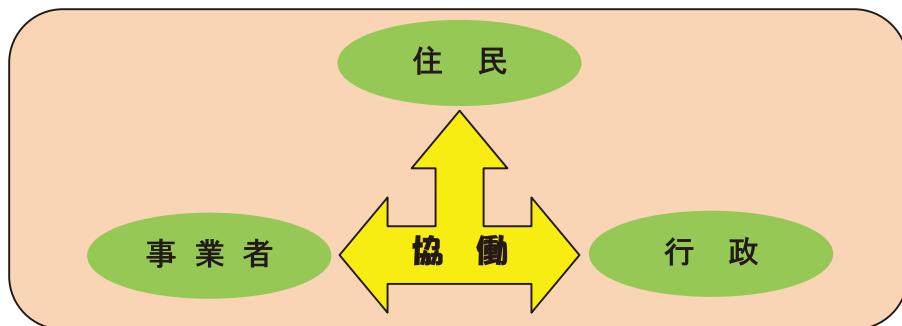
1. 5 計画の対象

(1) 対象地域

宇治田原町全域を対象地域とします。ただし、水質や大気質、廃棄物等については、必要に応じて近隣自治体等と連携し、広域的に対応します。

(2) 対象主体

対象とする主体は「住民」「事業者」「行政（宇治田原町）」であり、これらの各主体の参画と協働により計画を推進することとします。



(3) 対象範囲

計画の対象とする環境分野を自然環境、生活環境、資源循環、地球環境、環境学習・教育・協働に分け、さらにその各分野に含まれる環境の範囲を以下のとおりとします。

【表 1-3 計画の対象範囲】

【自然環境】 森林 緑化 農地 地産地消 生物多様性 自然とのふれあい	【生活環境】 大気 水質 騒音 振動 迷惑行為 環境美化 不法投棄	【資源循環】 廃棄物 ごみ減量 リユース リサイクル ごみ分別	【地球環境】 地球温暖化 省エネルギー 再生可能エネルギー 温室効果ガス
【環境学習・教育・協働】			
環境学習 環境教育 環境保全活動 環境情報			